

運 営 規 程

(通所介護及び第1号通所事業サービス)

デイサービスセンター白ゆり新さっぽろ

〒004-0001

札幌市厚別区厚別東1条2丁目1番1号
株式会社メディカルシャトーデイサービスセンター白ゆり新さっぽろ

TEL (011) 899-1166
FAX (011) 899-1199

デイサービスセンター白ゆり新さっぽろ運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社メディカルシャトーが開設するデイサービスセンター白ゆり新さっぽろ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護及び第1号通所事業サービスの提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援又は事業対象状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者及び要支援者及び事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定通所介護及び第1号通所事業サービスの実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視しながら札幌市や介護保険サービス事業者等と密接な連携を図るものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所等の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 デイサービスセンター白ゆり新さっぽろ
- ② 所在地 札幌市厚別区厚別東1条2丁目1番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤管理者、生活相談員、介護職員兼務） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 従業者
生活相談員 2名以上（管理者又は介護職員と兼務） 生活相談員は、利用者の生活全般に関わる相談及び援助活動を行う。
介護職員 9名以上 介護職員は、利用者の介護業務に従事する。
看護職員 3名以上（機能訓練指導員と兼務）
機能訓練指導員 3名以上（看護職員と兼務） 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導を行う。

従業者は、指定通所介護及び第1号通所事業サービスの提供に当たる。
前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後3時20分までとする。

(利用定員)

第6条 月曜日から土曜日の利用定員は52名とする。

(第1号通所事業サービス定員を含む)

(指定通所介護及び第1号通所事業サービスの内容)

第7条 指定通所介護及び第1号通所事業サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 生活相談（相談援助等）
- ② 機能訓練（日常動作訓練）・口腔機能向上訓練
- ③ 介護サービス
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ 送迎
- ⑥ 入浴サービス

(利用料等)

第8条 指定通所介護及び第1号通所事業サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護及び第1号通所事業サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- ① 食費
- ② リハビリパンツ、尿とりパット
- ③ その他、指定（介護予防）通所介護及び第1号通所事業サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費

※上記は別紙1の通りとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名（記名）を受けるものとする。
- 3 法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しても予め利用者又はその家族に対して説明を行い、支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市厚別区(厚別西・大谷地は除く)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護及び第1号通所事業サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (ア) 通所介護利用中の食事は、特段の事情が無い限り事業者が提供する食事を摂取して頂く。
- (イ) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けること。
- (ウ) 館内・敷地内で喫煙をしない。
- (エ) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は事故の利益のために他人の自由を侵すこととはしない。
- (オ) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすことはしない。
- (カ) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することはしない。
- (キ) 故意に事業所もしくは物品に損害を与える、又はこれを持ち出すことはしない。
- (ク) 第18条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(従業者の服務規程)

第11条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（リモート装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

(従業者等の健康管理等)

第13条 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(人権の擁護及び虐待等防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当任者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与える行為を行ってはならない。
 - 1 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - 2 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - 3 食事を与えないこと。
 - 4 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - 5 亂暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って心理的苦痛を与えること。
 - 6 利用を停止させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - 7 性的な嫌がらせをすること。
 - 8 当該利用者を無視すること。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 従業者は、通所介護及び第1号通所事業サービスを実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第17条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(非常災害対策)

第18条 従業者は、常に非常災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- ① 管理者は、防火管理者を選任する。
- ② 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ③ 防火管理者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、年2回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- ④ 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び、第1号通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(勤務体制等)

第20条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(記録の整備)

第21条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、(1) (2) (3)は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日 (4) (5) (6) その完結の日から2年を経過した日まで保存する。

- (1) 通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び措置の記録

(苦情処理)

第22条 事業所は、提供した指定通所介護及び第1号通所介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(職場におけるハラスメント)

第23条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) その他研修 管理者が必要と認めたとき隨時行う

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社メディカルシャトーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規定は、平成25年6月1日より変更する。
この規定は、平成26年3月1日より変更する。
この規定は、平成26年4月1日より変更する。
この規定は、平成26年11月1日より変更する。
この規定は、平成27年3月15日より変更する。
この規定は、平成27年10月1日より変更する。
この規定は、平成28年4月1日より変更する。
この規定は、平成29年4月1日より変更する。
この規定は、平成30年4月1日より変更する。
この規定は、平成31年1月1日より変更する。
この規定は、令和元年7月8日より変更する。
この規定は、令和元年10月1日より変更する。
この規定は、令和2年8月1日より変更する。
この規定は、令和3年10月1日より変更する。
この規定は、令和4年4月1日より変更する。
この規定は、令和4年8月1日より変更する。
この規定は、令和5年4月1日より変更する。
この規定は、令和6年1月1日より変更する。
この規定は、令和6年4月1日より変更する。
この規定は、令和7年1月27日より変更する。

(別紙1)

デイサービスセンター白ゆり新さっぽろ 実費項目価格表（介護保険給付外サービス）

項目	金額	備考
① 食 費	660 円/回	食事に関する材料費と光熱水費が含まれます。（おやつ代が含まれます）
② リハビリパンツ 尿取りパット	パンツ型 (リハビリパンツ) 1枚 103 円	替えのおむつをご持参の場合は、費用はかかりません。 やむを得ず施設のものを使用した場合には、実費負担となります。
	尿取りパット 1枚 31 円	
③ その他	コピ一代 B5～A3 1枚 10 円	ご希望者様のみの対応です。
	写真代 Lサイズ 1枚 51 円	ご希望者様のみの対応です。
	電話代 1分あたり 30 円	ご希望者様のみの対応です。
	教養娯楽費 実 費	ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加できます。参加費は無料ですが、材料費等については実費負担となります。 (ご希望者様のみの対応です。)

以上